

# ひとり親家庭

## ひとり親家庭という生き方

近年、「ひとり親家庭」という言葉が、「母子家庭」「父子家庭」に代わって積極的に用いられるようになってきました。ひとり親家庭の定義はいくつかありますが、ここでは、離婚や死別など、何らかの理由で、一八歳未満の未婚の子どもの養育と生計をひとりの養育者が主に担っている家庭を指すものとします。「養育者」は、いわゆる「生みの親」「生物学的な親」の場合もあれば、それに限らない「法律上の親」もあります。心理臨床の現場に身を置くと、さ

京都大学大学院  
松下姫歌

さまざまな家庭のあり方に出会います。ひとり親家庭かどうか以前に、家庭というものは、ひとつとして同じものではなく、多様です。そして、その内実を知っていくことで、知らず知らずのうちにはまり込んでいた先入観や偏見に気付かされ、家族や家庭のあり方、親子のあり方、それぞれの人のもつ心の強さやポテンシャルに、目を開かされることも少なくありません。

実際のひとり親家庭は一括りにしにくいほど実にいろいろです。母あるいは父との死別によって父子あるいは母子で生活している家庭。夫のDVで離婚した母親が就労して生活

基盤を整えながら子育てをしている家庭。親の実親やきょうだいなどの原家族に協力を得られる場合。原家族との関係に難しさがある場合。逆に原家族の介護もおこなっている場合。親自身が病を抱えている場合。親の経済力も幅がありますが、生計を立てながら、子育てをしながら、さらにさまざまな事情を複数抱えながら、人生を歩んでおられる親と子のそれぞれの目から見た世界や、それぞれの心が感じていることには、そのギャップも含めて、学ぶことが多いと感じています。

## ひとり親家庭をめぐる偏見の問題

「ひとり親家庭」という用語への変更の動きは、家庭をめぐる一種の社会的偏見を払拭しようとする動きのひとつの表れです。たとえば、「父母と子という家族構成による家庭が一般的である」という偏見、つまり、「父母のどちらかが欠けている家庭」という偏見といったものが、社会にはまだまだあるのではないかと、というわけです。

確かに、このような偏見は社会のさまざまな局面に散見されるように思います。一方で、その社会に生きる人が、こうした偏見に違和感をもつ場合も少なくないのではないかと、も思います。一般に、家族や家庭のイメージ、母親・父親や子どものイメージ等は、その社会の時代や文化の影響を大きく受けています。その社会では当たり前とされる家庭や親や子のイメージに違和感を覚えたり、イメージに縛られて苦しんだりといったことは、多かれ少なかれ、どんな人にもあるのではないでしょう。

すでに、ひとり親家庭はまったく珍しくなく、むしろよく出会うように思います。ひとり親家庭の親子の方々の、ふとした時のあり方に、社会的偏見を打ち破る一つの生きた答えを見出して感嘆することもあります。それだけでなく、知人同士の集まりで、ひとり親家庭であるかどうかをことさらに意識することもなく交流し、個々がそれぞれの家庭で抱えている目下の悩みをシェアしあう中で、個々の事情固有の困難について



相互理解を重ねたり、苦勞や努力を  
 労い合ったりする中で、どこか通じ  
 合う普遍的な要素も見いだされてく  
 ることも体験します。

### ひとり親家庭をめぐる 格差の問題

個々の個人レベルでは理解が進ん  
 でいる面があるとしても、あらため  
 て社会全体に目を向け直すと、ひと  
 り親家庭には社会的弱者としての側  
 面があることは否めません。実は、  
 数十年前から、ひとり親家庭をめぐ  
 る社会的偏見や無知の問題が、法律  
 や行政の不備や対応の不均衡を生ん  
 でいるため、家庭の多様性をカバー  
 しよう法や行政の整備が必要である  
 と国内外で指摘され続けてきた歴史  
 があります。

二〇二一年度の全国ひとり親世帯  
 等調査(旧・全国母子世帯等調査)  
 によれば、母子世帯が約一二〇万、  
 父子世帯が約一五万、父母以外の養  
 育者世帯の数は不明ですが、これだ  
 けでも約一三五万世帯にのぼります  
 ひとり親家庭の親の就業率は八割以  
 上と低くはないのですが、父親の場

合は七割が正規雇用であるのに対し、  
 母親は正規雇用が五割を下回り、非  
 正規雇用が約四割を占め、年間収入  
 の平均は父親の約五〇〇万に対し、  
 母親は約二七〇万です。実際の個々  
 の家庭の状況はまちまちとはいえ、  
 全体にならした時には、親の性別に  
 よる経済格差が顕著であると言わざ  
 るを得ず、かなり苦しい状況に追い  
 込まれている母子の家庭も少なくな  
 いであろうことが推察されます。

このように、ひとり親家庭の問題  
 には、女性の地位が著しく低いとい  
 う、日本社会のもつ性差別の問題が  
 深く根を下ろしていることがわかり  
 ます。子どもの貧困問題、少子化・  
 晩婚化の問題も同根です。国際的見  
 地からは、日本社会は、マイノリテ  
 イや格差の問題を、社会のもつ課題  
 としてではなく、個人や家庭の問題  
 として捉える傾向が強く、法整備等  
 も遅れていると指摘されています。  
 二〇二三年四月一日、「こども基本  
 法」が施行されました。子どもの権  
 利条約が国連総会で採択されたのが  
 一九八九年、日本の批准が一九九四  
 年ですので、締結国による法・行政

整備(4条)の実現に三〇年かかっ  
 たわけですが、その地点に到達でき  
 たのは喜ばしいことです。この法と  
 同時に発足したこども家庭庁は、  
 「こどもまんなか社会」の実現に向  
 け、喫緊の課題である、子どもの貧  
 困とその根底にある性差別の問題に  
 取り組むとしています。われわれ一  
 人ひとりも、親と子のそれぞれの目  
 線を大切にしていきたいと思えます。

### 子どもの力

最後に、子どもについて少しだけ  
 これまで、心理臨床の現場で、たく  
 さんのひとり親家庭の親・養育者と  
 子どもにお会いしてきました。一人  
 一人の顔が浮かびます。一人一人異  
 なるので、十把ひとからげにいたく  
 ない気持ちですが、現場に入  
 った頃に出会った不登校の中学生  
 Aさんに登場してもらいましょ。う。  
 Aさんは血のつながりのない祖母と  
 二人暮らしでした。実質的な育ての  
 親と感じ、あなたかくて大好きと語  
 っていました。そんなAさんは、一  
 番古い記憶を尋ねた時、こう答えま

した。  
 赤ちゃんの頃、お母さんが服薬自  
 殺しようとするのを止めようとして  
 いるところ。

まだ言葉をしゃべれない頃で、必  
 死にはいいいで近づいて行っている  
 ところ。

その頃は、お母さんと二人暮らし  
 だった頃。

これを聴いた瞬間、二人の姿が見  
 えきました。Aさんの、お母さんへの、  
 家族としての、共に生きる者として  
 の、生きものとしての、強い愛のよ  
 うなものが、強烈に胸に突き刺さり、  
 堪えきれず涙があふれてしまいまし  
 た。「Aさん、赤ちゃんなのに、す  
 ごいね」と言うのが精いっぱいだし  
 た。Aさんも涙を静かに流し、二人  
 して泣きました。

人の絆や心のつながりの本質を、  
 最もダイレクトに心で捉えているの  
 は、子どもです。家庭の形ではなく、  
 心の絆とは何なのかといった、目  
 見えにくい本質に、理屈でなく、心  
 が反応しうる。そういう力と強さを、  
 子どもはもっていると思っています。